

時代区分II (2)-①沖縄県から政府に対する所轄編入の上申

沖縄県知事が内務大臣に国標建設の指揮を請う上申書

No.7 甲第一号 無人島久場島魚釣島之義二付伺

報H27/P8 1890年(明治23年)1月13日

資料概要

1885年に沖縄県が尖閣諸島を現地調査してから5年が経った後、同県知事から内務大臣に提出された伺書。尖閣諸島はこれまで無人島のためその所轄も確定していなかったが、近年(漁業を営むものが現れ)水産取締の必要が出たため、八重山島(石垣市)の役所から同役所の所轄と定めたい旨申し出が来ていることを報告し、その上で沖縄県としても尖閣諸島を八重山諸島の管轄に定めたい旨の伺いを立てたいとする沖縄県知事伺書写し。国標建設に関する沖縄県知事上申書(※1)の添付。

外務省野紙。

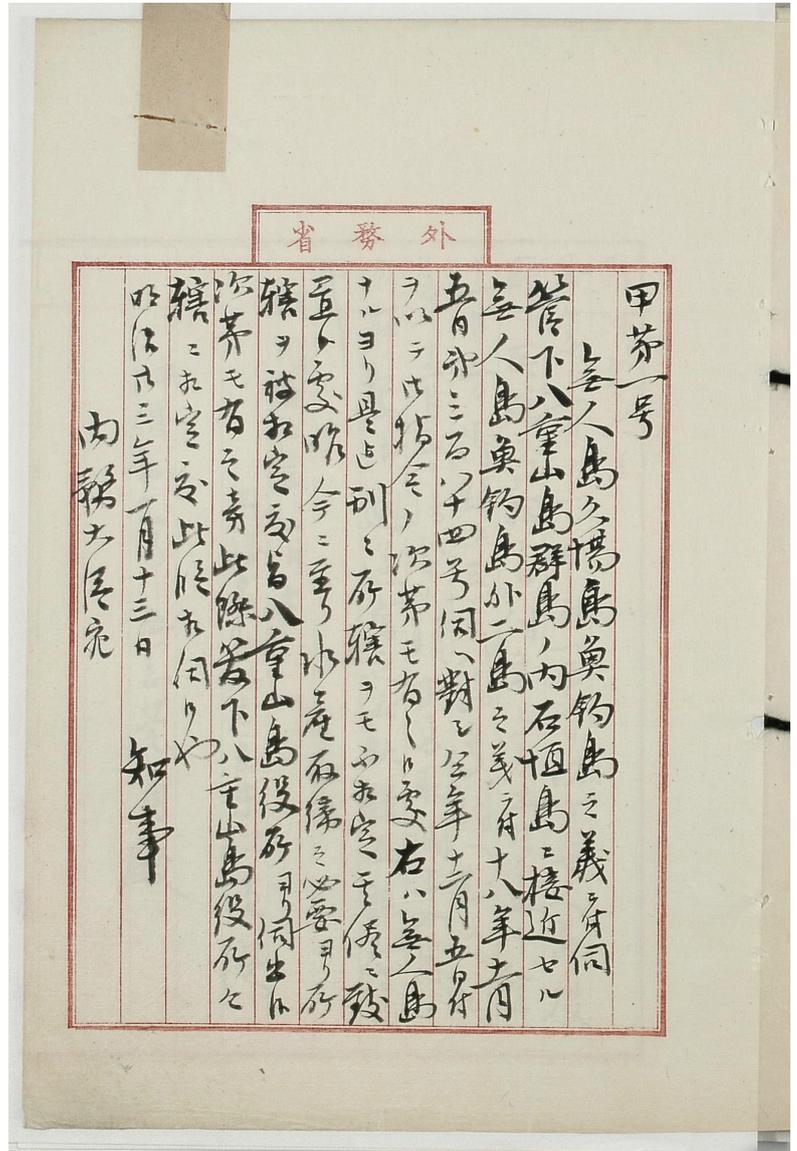
※1 「甲第一百十一号 久場島魚釣島へ本県所轄標杭建設之義二付上申」

内容見本

無人島久場島魚釣島之義二付伺

管下八重山島群島ノ内石垣島ニ接近セル無人島魚釣島外二島之義二付十八年十一月五日第三百八十四号伺へ対シ同年十二月五日付ヲ以テ御指令ノ次第モ有之候処右ハ無人島ナルヨリ是迄別ニ所轄ヲモ不相定其俟ニ致置候処昨今ニ至リ水産取締之必要ヨリ所轄ヲ被相定度旨八重山島役所ヨリ伺出候次第モ有之旁此際管下八重山島役所所轄ニ相定度此段相伺候也

明治二十三年一月十三日 知事
内務大臣宛



所蔵:外務省外交史料館

作成年月日	1890年(明治23年)1月13日
編著者	沖縄県知事(丸岡莞爾)
発行者	-
収録誌	「沖縄県久米赤島、久場島、魚釣島へ国標建設ノ件 明治十八年十月」『帝国版図関係雑件』
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	外務省外交史料館
利用方法	外務省外交史料館で利用手続きを行う